

別紙

諮問第1167号

答 申

1 審査会の結論

「29 総総法査第 526 号の審査請求について、東京都行政不服審査会に対する全ての調書」について、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「条例」いう。）に基づき、審査請求人が行った「29 総総法査第 526 号の審査請求について、東京都行政不服審査会（以下「行政不服審査会」という。）に対する全ての調書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成 30 年 4 月 6 日付けで行った、不存在を理由とする非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 29 総総法査第 526 号の審査請求について行政不服審査会に対する全ての調書を請求する。

イ 条例 11 条 2 項の規定により公文書を全部開示しないので不服審査請求する。平成 30 年 2 月 14 日 29 総総法査第 526 号に対する不服である。

ウ 29 総総法査第 526 号審査請求却下に対する再審査に対する証拠を添付する。

行政不服審査制度検討会最終報告書に関して審査委員人事は都道府県で選任又は大臣官房選任となっており人事 90%以上は行政より選任であり、市民の行政に対する不

服を行政不服審査会委員に市民は抛所する。

だが現実には市民の立場に立っておらず行政職員又は市民の立場で審査会が運営されておる。

地方自治は、不政、事務処理ミス、職員不当行為が全体の 80%以上、不政自給者は全体 0.8%に過ぎない。年間 800 万円の損出、審査請求 100 件以上又は職員により請求を止められた件数 50 件以上これが現実である。

書面審理であろうと正確な調査を委員の方に願います。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張は、以下のとおりである。

(1) 本件非開示決定処分に係る制度について

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づく行政不服申立制度は、国民の権利利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保することを目的とし、行政庁の違法若しくは不当な処分の取消し等を行うものであり（法 1 条 1 項、46 条 1 項及び 47 条）、都知事が審査庁となる審査請求に係る事務は、原則として、総務局総務部法務課が所管している。

そして、審査請求に対する判断（裁決）を公正かつ慎重に行うために、法は、原則として審理員による審理手続を設けるとともに（法 9 条及び 28 条以下）、第三者の立場から裁決の客観性・公正性を高めるために、原則として行政不服審査会への諮問を義務付けている（法 43 条 1 項）。

ただし、「審査請求が不適法であり、却下する場合」（同条同項 6 号）など一定の場合には、行政不服審査会への諮問は不要とされている。

(2) 非開示理由について

審査請求人は、「29 総総法査第 526 号の審査請求について、行政不服審査会に対する全ての調書」の開示を求めている。

実施機関は、当該請求文書は存在しないことから、条例 11 条 2 項の規定に基づき、本件非開示決定処分を行った。

すなわち、上記（1）のとおり、法によれば、「審査請求が不適法であり、却下する場

合」には、行政不服審査会への諮問は不要とされているところ（法43条1項6号）、「29 総経法査第526号の審査請求」については、「不適法であり、却下する場合」に該当したことから、行政不服審査会に諮問を行うことなく却下裁決を行ったものである。したがって、当該審査会に対する書面は存在しない。

以上により、当該請求文書は存在しないことから、非開示決定処分を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 6月18日	諮問
平成30年 9月27日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年10月 4日	新規概要説明（第202回第二部会）
令和 元年10月30日	審議（第203回第二部会）
令和 元年11月22日	審議（第204回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都行政不服審査会について

行政不服審査会は、法81条及び行政不服審査法施行条例（平成27年東京都条例第126号）3条に基づき、知事の附属機関として設置された第三者機関であって、裁決の客観性や公正性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や

審査庁の判断の適否を審査する。そして、法に基づく審査請求が知事に対してなされ、審査庁が審理員意見書の提出を受けたときは、一定の場合（法43条1項各号）を除き、審査庁は、行政不服審査会に諮問しなければならないとしている。

イ 本件請求文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「29総総法査第526号の審査請求について、東京都行政不服審査会に対する全ての調書」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由に非開示とする決定を行った。

ウ 本件請求文書の不存在を理由とする非開示の妥当性について

本件請求文書の不存在に関し、審査請求人は、審査請求書において、条例11条2項の規定により公文書を全部開示しないのが不服である旨主張する。

そこで、本件非開示決定の経緯について実施機関に説明を求めたところ、本件開示請求において示された29総総法査第526号の審査請求（以下「別件審査請求」という。）については、行政不服審査会に諮問を行うことなく却下裁決を行ったものであり行政不服審査会に対する書面は存在しない、とのことである。

そこで、実施機関より別件審査請求に係る裁決書の提示を受け、当審査会において見分したところ、審査庁の調査によれば、審査請求人による行政庁への申請や行政庁による処分の事実が認められず、行政庁の処分の取消し等を求めているものとは言えないため、不適法なものとして、法45条1項の規定を適用して却下の裁決が行われたことを確認した。そして、審査請求が不適法であり、却下する場合には行政不服審査会への諮問は不要とされている（法43条1項6号）ことから、別件審査請求については行政不服審査会への諮問が行われていない、とのことである。

これらのことを踏まえると、本件請求文書の不存在に係る上記説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、本件請求文書について、不存在を理由に非開示とした決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これら

はいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子